

- 1 **業務名**  
平成29年度 歴史的建造物調査委託業務
- 2 **業務場所**  
境港市渡町
- 3 **業務期間**  
平成30年3月27日まで
- 4 **業務目的**

本業務は指定する歴史的建造物の調査測量を行い、平面図、立面図、断面図及び配置図を作成することを目的とする。

5 **業務概要**

業 務 名	業 務 内 容
平成29年度 歴史的建造物調査委託業務	建造物の調査および図面作成 平面図など(1/50)と敷地全体の配置図の作成

- 6 **設計金額**  
8,724,240 円

7 **スケジュール**

平成29年度								
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月	月
		発注準備	→					
			委託期間	→				

測量対象物件 位置図等

S家住宅(境港市渡町)

(1)位置図



2) 測量調査対象建物配置



1.①主屋



2.②茶座敷



3.③ウマヤ



4.④前蔵



5.⑤門、⑥西蔵



6.⑦ハタバ



7.⑧離れ(味噌蔵付)



8.⑩後ろ座敷



## 平成29年度 歴史的建造物調査委託業務仕様書

## (業務内容)

- 1 別添資料の物件（1件）を調査測量の上、別紙に示す図面を作成する。

縮尺は、平面図、立面図及び断面図は1/50とする。

配置図は1件がA3以内に納まるように調整すること。

## (測量作業)

- 2 調査測量の際には、受託者が直接物件所有者と日程を調整して工程表を作成し、提出すること。

## (成果品)

- 3 成果品は所要図面をそれぞれ次の形式で表したものとする。

(1) 1/50 白焼き 二部

(2) CADデータ（DXFデータに変換のこと）及び pdf データ（CDまたはDVD-ROM）一式

(3) 写真画像（CDまたはDVD-ROM）一式

(4) 調査野帳（写し）一部

(5) 作業日報 一部

- 4 測量業務の作業内容、成果図面の品質については別添資料を標準とし、事前に文化財課と協議を行うこと。

- 5 調査測量が終わった段階で、文化財課に調査資料を提出し、文化財課長が任命する監督員による図面精度の確認を受けること。

## (成果品の検査)

- 6 検査は文化財課長が指名した検査員が行う。

- 7 検査終了後においても、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不備が生じた場合には、受託者の責任において、直ちに修正などの作業を行うものとする。

## (その他)

- 8 本仕様書に明示されていない事項について疑義を生じた場合は、両者協議の上、適切に処理するものとする。

- 9 本業務の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、対価の完済により鳥取県教育委員会に帰属する。

## 29年度 歴史的建造物調査委託業務仕様書(別紙)

## 建造物調査

下記の建造物の調査を行い、以下に示す図面を作成する。

	階数	配置図A (屋根伏図)	配置図B (平面図)	平面図	立面図	断面図
S家住宅(境港市渡町)		1	1			
①主屋	一部2階建			1	1	1
②茶座敷	平屋			1	1	1
③ウマヤ	平屋			1	1	0
④前蔵	2階建			1	1	1
⑤門	平屋			1	1	0
⑥西蔵	平屋			1	1	1
⑦ハタバ	平屋			1	1	0
⑧離れ	2階建			1	1	1
⑨蔵	2階建			1	1	1
⑩後ろ座敷	2階建			1	1	1
計		1	1	10	10	7

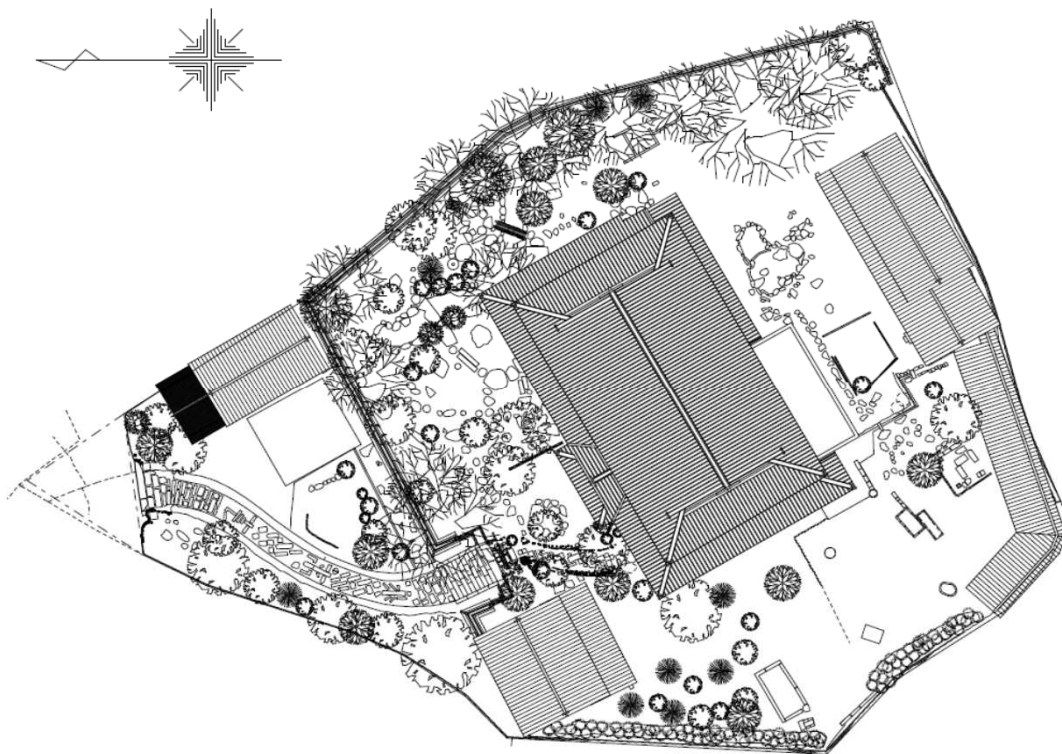
※配置図については、A3以内に納まる縮尺で作成。

※平面図、立面図及び断面図については、縮尺を1/50とする。白焼きは原則A3又はA4とするが、A3に納まらない場合はA2以上で1枚にしたものと、A3以内で分割したものとすること。

## 《 注意事項 》

- (1) 配置図の精度は成果品見本1と同程度とする。
- (2) 上記表にない敷地内建造物については個別の図は必要ないが、配置図に表すこと。
- (3) 略配置図で示した庭園部分については成果品見本2と同程度とする。
- (4) 瓦の枚数や格子の本数は忠実に表現すること。
- (5) 断面図では、小屋裏や床下などで、立ち入りが困難な場合は白抜きとして良い。
- (6) 梁の曲線や漆喰彫刻などの絵柄は忠実に表現すること。

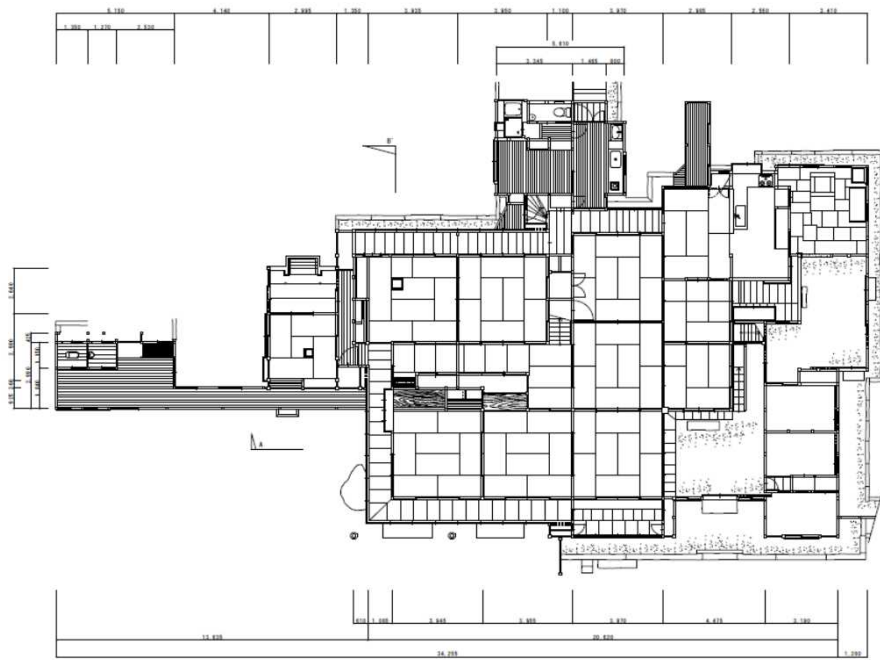
成果品見本1 配置図(屋根伏図)



成果品見本2 配置図(庭園部分)



平面図



立面図



断面図

